

平成25年10月宇土市教育委員会会議録

開催日	平成25年10月9日(水)
場所	宇土市教育委員会庁舎2階会議室
会議種類	定例会
出席委員	木村峰子委員長 伊豫富久委員長職務代理者 岩村俊明委員 長尾忠委員 木下博信教育長
事務局出席者	山本桂樹教育部長 佐美三洋学校教育課長 志垣千津子生涯学習課長 木下洋介文化課長 長溝常義スポーツ振興課長 中山麗慈給食センター所長 船田元司学校教育課長補佐
開会	午前10時

議事日程	1 会議録署名委員の指名 2 会期の決定 3 前回の会議録承認について 4 議案第47号 宇土市民会館指定管理者運営評価委員会委員の委嘱について 5 議案第48号 平成25年度第2回心身障害児就学指導委員会にかかる就学答申について 6 議案第49号 宇土市教育委員会委員長の選挙について
------	--

報告事項	教育長, 教育部長, 各課(館・所)長, 指導主事
------	---------------------------

【議 事】

[案件]	「日程第1 会議録署名委員の指名」
[採決]	長尾委員・伊豫委員に決定

[案件]	「日程第2 会期の決定」
[採決]	本日一日と決定

[案件]	「日程第3 前会議録の承認について」
[採決]	承認

[案件]	本日は、議案3件となっています。 議案第48号、49号は、個人情報に関わることでありますので、秘密会としたいと思う。
[採決]	承認

[案件]	「日程第4 議案第47号宇土市民会館指定管理者運営評価委員会委員の委嘱について
[説明]	宇土市民会館指定管理者運営評価委員会設置要綱(平成25年教委告示第6号)第3条により、委員を委嘱する必要があるため提案するもの。
木下文化課長	
[質疑・意見]	2期目で、人物的に見識者ということで選任されており、再任でいいと思う。
岩村委員	
[説明]	1番目の人は、論語の講師としても活躍されている。2番目の人は、市の婦人会長さんです。
木下教育長	
[採決]	承認

<p>[報告事項] 木下教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨日は、台風接近のため、全園、全校休校にした。被害については、特に報告はない。 ・10月1日は、うと教育の日として、平成20年7月に制定された。条例で定めてあり、市は教育関係の行事について行うことになっている。特に冠を付けて行ってはいいないが、以前は、県の教育に日に絡めてタスキレーを行っていた。今は、市民会館の方で、亀さんの贈り物コンサートを開催。市内全小中学校及び宇土中学校も含めて、詩を募集して、優秀作品に曲をつけて披露している。 ・委員の皆様には運動会等行事が多くて、明日も学校訪問でお世話になる。 ・全国学力調査について、ある県においては、知事が下から100人の校長名を公表することで物議を醸している。 ・子ども表記について、文科省においては、今後は「子供」にする。各自治体には強制はない。
<p>山本教育部長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業リフォームについて 10月19(土)、20日(日)に開催される。 教育委員会関係の対象事業及び日程は次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ①10月19日(土)午前11時10分から 図書館施設管理費(文化課) ②10月19日(土)午後1時10分から 少人数指導対策事業(学校教育課) ③10月19日(土)午後2時20分から 外国青年(ALT)招致事業(学校教育課) 2. 課題・懸念事項への取組及び来年度予算編成の準備について
<p>佐美三学校教育課長</p>	<p>特になし。</p>
<p>古川指導主事</p>	<p>事故・問題行動及び不登校児童・生徒の状況について説明する。</p>
<p>志垣生涯学習課長</p>	<p>「平成25年度羽ばたけ青少年」について説明する。</p>
<p>木下文化課長</p>	<p>特になし。</p>
<p>長溝スポーツ振興課長</p>	<p>10月12日宇土市民体育館改修記念イベントについて説明する。</p>
<p>中山給食センター所長</p>	<p>特になし。</p>

関係者以外退席する。

【議事】

<p>[案件]</p>	<p>「議事日程第5 議案第48号 平成25年第2回度心身障害児就学指導委員会にかかる就学答申について」</p>
<p>[説明] 佐美三学校教育課長</p>	<p>宇土市心身障害児就学指導委員会設置条例(平成13年条例第10号)第2条に基づき、教育委員会の諮問に応じ、当就学指導委員会で調査審議され、答申されたため提案するもの。</p>
<p>[質疑・意見] 伊豫委員</p>	<p>学校、指導委員会で審議されての答申であるので問題ないのではないかと。</p>
<p>[採決]</p>	<p>承認</p>

[案件]	「日程第6 議案第49号宇土市教育委員会委員長の選挙について」
[説明] 佐美三学校教育課長	地方教育行政の組織の運営に関する法律第12条第1項の規定により、宇土市教育委員会委員長の任期満了に伴い、新たに選任する必要があるため提案するもの。 委員長の任期は、1年となっているが、今回は、木村委員長の委員としての任期が10月14日をもって満了になることに伴い行うものである。教育委員長の選挙については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項」の規定により、教育委員会は、委員のうちから、委員長を選挙しなければならないとなっている。 なお、選挙の方法については、投票と指名推薦の2つの方法がある。よろしく願います。
木村委員長	委員長の選挙方法について、投票と指名推薦の2つの方法があるが、どちらの方法で行うか伺う。
[質疑・意見] 岩村委員	指名推薦でいいと思う。
[採決]	承認
木村委員長	委員長の選挙は、指名推薦の方法で行い、被指名者をもって、当選人とする。指名をお願いします。
[質疑・意見] 岩村委員	これまで、職務代理者であった、伊豫委員を推薦する。
[採決]	承認
木村委員長	伊豫委員引き受けていただけるか。
伊豫委員	委員の皆さんから、推薦していただいたので、引き受けさせていただきます。
木村委員長	伊豫委員を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により、委員長に決定する。 新委員長の任期は、平成25年10月15日から1年間とする。
木村委員長	委員長の決定に伴い、委員長職務代理者が空席になったことにより、委員長職務代理者の指定を日程に追加し、議題とすることに意義はないか。
[採決]	承認
木村委員長	よって、「委員長職務代理者の指定について」を追加議題とする。 「議案第50号 委員長職務代理者の指定について」事務局からの説明をお願いします。
[説明] 佐美三学校教育課長	地方教育行政の組織の運営に関する法律第12条第4項の規定により、宇土市教育委員会委員長職務代理者が欠けることに伴い、新たに指定する必要があるため提案するもの。 教育委員長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うことになっている。
木村委員長	教育委員長職務代理者について、どのような方法で指定したらいいか。
[質疑・意見] 長尾委員	推薦でお願いしたいと思う。
[採決]	承認
木村委員長	委員長職務代理者の推薦をお願いします。
[質疑・意見] 長尾委員	岩村委員を推薦する。
[採決]	承認
木村委員長	岩村委員引き受けていただけるか

岩村委員	引き受けさせていただく。
木村委員長	よって、岩村委員を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、教育委員長職務代理者に指定することを決定する。 教育委員長職務代理者の任期は、平成25年10月15日からとなる。よろしく願います。

閉会	11時25分
----	--------

会議録署名	長尾 忠
	伊豫 富久